

兵庫県LPガス共済会
運営基準要綱

一般社団法人 兵庫県LPガス協会

兵庫県LPガス共済会運営基準要綱

1 目的

この要綱は、一般社団法人兵庫県LPガス協会（以下「協会」という。）の定款第6条第1項7号の規定に基づく共済会の運営について定めたもので、兵庫県下におけるLPガス販売事業者等並びにその供給先の一般消費者等において、LPガスによる災害事故又は不測の死亡事故等が発生し、被害を受けた場合に、一般社団法人全国LPガス協会LPガスライフ制度（以下「LPライフ」という。）の運用に相俟って、支援金等の給付を行い、会員（加入者）等の相互扶助と消費者に対する道義的使命を果たすとともに、消費者保安の確保に寄与することを目的とする。

【解説】

- 1 不測の死亡事故とは、LPガスに関連する事故以外の原因による死亡又は病死をいう。
- 2 支援金等は、支援金及び弔慰金をいう。
- 3 会員(加入者)等とは、一般社団法人兵庫県LPガス協会の会員及び家族、従業員をいう。

2 支援金

本会の支援金の種類は、販売促進支援金等、加入者支援金、弔慰金、消費者支援金、天災地変特認支援金の5種類とする。

（販売促進支援金等）

加入者が次に掲げる販売促進を行った場合は、別に定める請求書により支援金を贈呈する。

- ① エネファームを当該事業所に導入または消費者等に販売した場合。
- ② LPG自動車を当該事業所に導入または消費者等に販売した場合。
- ③ 災害バルクを災害時に避難所となる公共施設等に設置した場合。
- ④ 消費者の住宅（新築時及び改装時）をガス化した場合。

販売促進支援金の贈呈基準及び支援金額

対 象 事 項	対象者	支 援 金
(1) エネファーム 当該事業者を導入又は消費者宅に販売した場合に贈呈。	加入者	(1加入者、1基・1万円、 年間10万円限度)
(2) LPG自動車 当該事業者を導入又は消費者宅に販売した場合に贈呈。		(1加入者、1台・1万円、 年間10万円限度)
(3) 災害バルク設置 災害時の避難所に災害バルクを設置した場合に贈呈。		(1加入者、年間1回限り10 万円)
(4) オールガス化住宅 消費者宅の新築住宅、改築住宅に次の消費機器等を取り付けた場合に贈呈。【給湯設備（台所・風呂・洗面所）、ガスコンロ（Siセンサー付）、空調設備、床暖房の内、3設備をガス化した場合】		(1加入者、年間1回限り10 万円)

(注1) 当該事業年度の定期契約加入料総額（毎年10月1日）の1/5以内とし、それを超えた場合は支払を中止する。

(注2) 本販売促進支援金の贈呈は、請求書が届いた「年月日」順の先着順とする。

（加入者支援金）

加入者及び現にLPガス事業に従事している従業員が、LPガスに関連する事故により、人的、物的損害を被ったときは、加入者支援金を贈呈する。

ただし、加入者には次の者（家族等）を含むことができる。

- ① 配偶者並びに生計を共にする同居の親族
- ② 家事使用人
- ③ 事故発生時に加入者本人の承諾を得て居住する者

■対象事故

- (1) LPガス販売店、充てん所、スタンド等において、関係機器、器具等の不良が原因で、又はその取扱上の不注意によって生じたLPガスによる爆発又は火災事故並びに人的事故。
- (2) 消費者に販売又は貸与したLPガス容器、配管、器具等に起因するLPガスによる事故。
- (3) 消費者宅で容器、配管、器具などを取付け、取替え、修理、点検中又は作業終了後に生じた事故及び検針中、集金中の事故。
- (4) LPガス又は容器（バルクローリー含む。）を運搬中、あるいは容器の積込荷おろし中の事故。ただし、運搬中の単なる自動車事故、タンクローリーによる運搬中の事故を除く。
- (5) 加入者所有のLPガス容器、ガスメーター及び調整器の火災損害事故。（消費先設置のものに限る）
- (6) 加入者が公的機関等の要請により、緊急出動時に生じた事故。ただし、自動車事故は除く。

【対象とならない事故】

- 1 加入者等の故意（放火、自殺等。）犯罪行為等による事故。
- 2 地震、噴火、洪水、高潮、津波その他天災地変による事故。
- 3 自動車の一般家屋への突入、航空機の墜落、船舶の衝突等による事故。
- 4 戦争、内乱、暴動等に随伴して生じた事故。
- 5 その他不可効力と認められる事故。

1.LPガス事故等による「人的、物的損害に対する贈呈基準及び支援金額」

対象者	人 的			物 的			
	傷害の別		支援金額 (1名につき)	対象事故	対象者	損害額	支援金額
加入者 及び 従業員	死 亡	加入者 本人	10万円	LPガス 事 故	加入者 (本人のみ)	1,000万円以上	10万円
		家族等	10万円			1,000万円未満 ～700万円以上	8万円
		従業員	10万円			700万円未満 ～400万円以上	6万円
	け が	入院	1日につき 4,000円 (25日、10万円限度)			400万円未満 ～100万円以上	4万円
		通院	1日につき 1,500円 (66日、9.9万円限度)			100万円未満 ～10万円以上	2万円
内 症	通院	1日につき 500円 (事故日から1ヶ月以 内の通院日が限度)					
単純火災 及び 一般火災	加入者 (本人)		傷害、物損合わせて10万円限度				

- (注1) LPガス事故等で、加入者及び従業員が負傷した場合は、入院、通院合わせて10万円を限度とする。
- (注2) 内症で通院の場合は、事故発生日から1ヶ月間の通院日数が支払対象となり、通院支援金の請求は、1人年間1回限りとする。
- (注3) 単純火災とはLPガスの炎が火源及び熱源となった火災をいい、一般火災とはLPガスの炎が原因でない火災をいう。

2. 「L P ガス容器、ガスメーター、調整器の火災損害（消費者先設置のものに限る）に対する贈呈基準及び支援金額」

対 象 事 故	対 象 者	対 象 物	支 援 金 額	
L P ガス事故 及び 単純火災並びに 一般火災 (一火災一世帯につき 10万円限度)	加入者	① L P ガ ス 容 器	10kg以下の容器1本につき	3,000円
			10kg超20kg以下の容器1本につき	6,000円
			20kg超50kg以下の容器1本につき	10,000円
			50kg超の容器（バルク容器含む） 1本につき	20,000円
		② メ ー タ ー L P ガ ス	マイコンメーター1個につき	12,000円
			上記を除くメーター1個につき	4,000円
		③ 調 整 器	1個につき（単段）	1,000円
			1個につき（自動切替）	3,000円

（弔慰金）

- (1) 加入者本人及びその家族並びに従業員がL P ガス事故以外の不慮の事故、病気、単純火災、一般火災、天災地変等で死亡した場合には、弔慰金を贈る。
- (2) 消費者がL P ガス事故、単純火災により死亡した場合には、弔慰金を贈る。

弔慰金の贈呈基準及び支援金額

対 象 事 故	対 象 者	弔 慰 金
①不慮の事故、病気、単純火災、一般火災で死亡したとき贈呈する。	加入者本人	10万円
	家族、従業員	1万円
②天災地変で死亡したとき贈呈する	加入者本人、家族、従業員	10万円
③消費者の過失でL P ガス事故、単純火災が発生し、火元の消費者が死亡したとき贈呈する。	火元の消費者	10万円

（消費者支援金）

消費者がL P ガス事故又は単純火災（L P ガスの炎が火源又は熱源となった火災をいう。）により人的、物的損害を被ったときは、消費者支援金を贈る。

ただし、消費者支援金は加入者を通じて被害消費者に贈るものとする。

- (1) 対象となる消費者（火元の消費者に限る。）

加入者よりL P ガスを購入している者であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律にいう一般消費者等のほか、高圧ガス保安法でいうL P ガス消費者（特定高圧ガス消費者及び船舶関係等に係る消費者を除く。）及び簡易ガス事業、スタンド事業等に係る消費者とする。

ただし、贈呈対象者となる消費者に次の者を含むことができる。

- ① 配偶者並びに生計を共にする同居の親族
- ② 家事使用人又は店舗等の従業員
- ③ 事故発生時に消費者の承諾を得て居住するもの

㊟ 事故発生時にスタンド施設内の消費者及び消費者の車両に同乗していた者

(2) 対象となる事故

消費者の過失又は第三者の故意過失により消費者のLPガス供給及び消費設備において発生したLPガス事故若しくは単純火災とする。

人的、物的損害に対する贈呈基準及び支援金額

対象事故	人 的		物 的			
	傷害の別	支援金額 (1名につき)	損害額	支援金 限度	借家人の場合	
					損害額	支援金 限度
LPガス事故	けが	1日につき 4,000円 (25日、10万円限度)	1,000万円以上	10万円	/	
			1,000万円未満 ～700万円以上	8万円		
			700万円未満 ～400万円以上	6万円		
	通院	1日につき 1,500円 (66日、9.9万円限度)	400万円未満 ～100万円以上	4万円	400万円未満 ～100万円以上	4万円
			100万円未満 ～10万円以上	2万円	100万円未満 ～10万円以上	2万円
単純火災	傷害、物損合わせて10万円限度					

(注) LPガス事故で傷害があった場合は入院、通院合わせて10万円限度とする。

(天災地変特認支援金)

加入者及びその従業員が地震、噴火、津波、洪水等の天災地変により、人的、物的損害を被ったときは、一般社団法人兵庫県LPガス協会の理事会で審議し、特に認められた場合に天災地変特認支援金を贈呈する。

(1) 対象者

加入者本人及び現にLPガス業務に従事している従業員に限るものとする。

(2) 対象となる損害

地震、噴火、津波、洪水等の天災地変により加入者及びその従業員が人的（外傷）及び物的（店舗、家屋、家財その他が焼失、倒壊、流失、浸水等）を被ったとき。

(3) 天災地変特認支援金の基準及び支援金額、限度

①加入者本人及び従業員が負傷（外傷のみ）した場合は1人につき、入院支援金（1日につき4,000円）、通院支援金（1日につき1,500円）を合わせて、10万円を限度として贈呈する。

②物的損害に対する天災地変特認支援金

加入者本人及び従業員の物的損害に対して1人につき、10万円を限度として贈呈する。

ただし、損害額が10万円未満の場合は対象としない。

物的損害に対する贈呈基準と支援金額

	損 害 程 度	支 援 金 額
損 害 額	1,000万円以上	10万円
	700万円以上 ～ 1,000万円未満	8万円
	400万円以上 ～ 700万円未満	6万円
	100万円以上 ～ 400万円未満	4万円
	10万円以上 ～ 100万円未満	2万円

3 本会の賦課金

本会の賦課金は、一般賦課金と特別賦課金に大別し、事業所毎に加入し、徴収は協会が行う。

(1) 一般賦課金

㊦ LPガス販売事業者及び簡易ガス事業者に適用する。

対 象	賦課金 (掛金)
①消費者戸数	戸 数 × @35
②会員・家族・従業員	加入人数 × @100

賦課金 (掛金) は ①、②の合計額となります。

㊧ ただし、消費者戸数が50戸以下の販売事業者等は、次の賦課金を適用する。

対 象	賦課金 (掛金)
①消費者戸数 (50戸以下)	一律 1,750円
②会員・家族・従業員	加入人数 × @100

賦課金 (掛金) は ①、②の合計額となります。

(2) 特別賦課金

直売及び特定の消費者を持たない卸専業者、スタンド事業者等に適用する。

対 象	賦課金 (掛金)
①事業所	一律 10,000円
②会員・家族・従業員	加入人数 × @100

賦課金 (掛金) は ①、②の合計額となります。

*賦課金の徴収は協会が行う。

*既納の賦課金は返還しない。

*消費者戸数の算定は、保安台帳に登録されているもの又は、LPガス事業者賠償責任保険加入依頼書に記載の消費者戸数を基準とする。

4 本会の契約期間

本会の契約期間は、原則として1年間とし、毎年10月1日午前0時に始まり、翌年9月30日午後12時におわるものとする。

5 資 格

会員 (加入者) 等は、別に定める様式の共済会加入申込書に所定事項を記入し、賦課金を添えて申込むことにより、共済会の適用資格を取得するものとする。

6 支援金等の申請及び査定等

(1) 支援金の申請受理、査定等の業務は、協会に委託して行う。

(2) 事故発生の場合の支援金申請は、別に定める様式の支援金申請書に所定事項を記入し、医師の診断書、消防機関等の罹災証明書、その他の証明資料等を添えて、支部長経由のうえ協会会長に申請するものとする。

(3) 支援金申請があった事故については、当該支部の支部長、役員等は、その事故の調査又は確認を行うとともに、支部長又は支部役員等の意見を付すことができる。

(4) 支援金申請は、特別な事情がある場合を除き、事故発生後1ヵ月以内に行わなければならない。

(5) 支援金の査定は、協会事務局が行い、原則としてなに人も異議を申し立てることはできない。ただし、査

定終了後、特別な事情が生じ再査定の必要が認められた場合は、この限りでない。

(6) 支援金等は共済会より給付する。

(7) 弔慰金については、協会事務局において医師の死亡診断書又は死体検案書等を確認の上、贈呈するものとする。

【解説】

- 1 その他の証明資料とは、火災事故などの場合の被害額、見積書、新聞記事をいう。
- 2 当該支部とは、申請会員の所属する支部をいい、役員等とは、支部役員のほか、協会の理事、監事も含む。
- 3 特別な事情がある場合とは、治療期間が長期にわたるときをいう。
- 4 支援金事故の種類、加入者本人の弔慰金は、(一社)全国LPガス協会のLPガスライフへ申請し、共済会が給付を受ける。
- 5 弔慰金について当該支部長又は会員等からの通報・連絡などがあった場合は、協会事務局より関係書類を送付する。

7 特別報奨金の贈呈

協会事業年度中に事業者ミス、消費者ミスなどのLPガス事故がなかった支部に対し、無事故表彰状及び無事故表彰金を協会の事業年度終了後の定時総会で共済会より贈呈する。

8 個人情報の取扱い

この度の共済会加入申し込みによる社店名、住所、電話番号、事業者名、事業主・所長・理事長名等、家族・従業員の氏名、消費者戸数、会員・家族・従業員数などの個人情報については、本事業（募集・支援金・弔慰金の支払い等）を円滑に運営するための次の事項に利用させていただきます。

加入者データ管理及び加入申込書作成、加入・未加入の照会、給付査定・支払い、賦課金の確認・集計・事故・給付に関する統計等。

なお、加入者申込書に関する情報について、訂正、追加、削除、開示、利用停止等のご希望がありましたら協会にお知らせください。

9 有効期間等

(1) この要綱の有効期間は、毎年10月1日午前0時から翌年の9月30日午後12時までとする。ただし、途中加入の場合も同様とする。

(2) 支援金支払い請求等の時効は、事故発生から2年を経過したときから、支援金請求権利は消滅とする。

但し、販売促進支援金及び加入者支援金の内症通院支援金の請求期限は、10月1日～翌年9月30日の1年間とする。

(3) この要綱は、協会の理事会の決議により、変更又は修正することができる。

(4) この要綱について疑義等が生じた場合は、協会の理事会において、審議し決定する。

10 付 則

- 1 本要綱は、平成29年10月1日より実施する。